

令和6年度首都圏アンテナショップ協働プロモーション事業業務仕様書

1 業務の目的

県内各地域や民間団体・事業者の知恵や創意工夫を取り入れた催事を、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」（以下「ショップ」という。）において開催することにより、首都圏における県産品等の販路開拓、県の認知度の向上、「岡山県地域」のブランド化等を効果的に推進し、県内産業や地域の振興を図ることを目的とする。

2 委託業務名

令和6年度首都圏アンテナショップ協働プロモーション事業

3 委託業務の内容

ショップの主な機能である、県産品等の販路開拓、観光客誘致、移住・定住の促進、本県の認知度の向上を目的とした催事を、ショップの催事スペース、プロモーションゾーン、物販店舗又は飲食店舗で実施すること。

【催事の種類】

- (1) 県産品等の販路開拓を目的とする催事
(実施例) 試食・試飲販売、実演販売、商談会、展示会、物販フェア、飲食フェア 等
- (2) 観光客誘客を目的とする催事
(実施例) 観光PR、試食・試飲販売、体験・展示 等
- (3) 移住・定住の促進を目的とする催事
(実施例) 移住・就労（創業、就農等）に係る相談会・座談会、地域の紹介・PR展示 等
- (4) 本県の認知度向上を目的とする催事
(実施例) トークショー、クイズイベント 等

4 契約関係

- (1) 受託者は、受託者が行う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする（再委託の禁止）。ただし、事業を効果的及び効率的に行う上で必要な場合においては、事前に県と協議の上、他の者に委託することができるものとする。
- (2) 契約額は上限額となり、業務終了後精算し、確定するものとする。

5 委託条件

受託者は業務の実施に当たり、次の条件を遵守すること。

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書の定め及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理すること。
- (2) 委託業務は、「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ催事スペース利用要領（平成26年7月18日鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会制定）」又は「鳥取県・岡山県共同アンテナショッププロモーションゾーン利用要領（平成26年9月26日鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会制定）」によるほか（第3条を除く）、その実施に当たっては、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局及び県の指示に従うこと。

6 実績報告書等の提出

催事の実施後、速やかに実績報告書（様式第7号）及び収支決算書（様式第8号）を県へ提出すること。また、来場者アンケートを実施し、集計結果を実績報告書に添付すること（アンケート設定項目については任意）。

7 委託限度額

1 事業当たりの委託限度額は、下記のとおりとする。なお、県が予定する委託料の総額は、3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(1) 催事スペース、物販店舗、飲食店舗のいずれか一以上の施設を活用した催事
（プロモーションゾーンを含む）

300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 販売支援員を活用した場合

350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) プロモーションゾーンのみを活用した催事

100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 対象外経費について

商談会のセラー及びバイヤーの旅費は対象外経費とする。

9 留意事項

(1) 県産品を販売する場合について

催事スペースで、県産品を販売（試飲・試食販売の場合を含む）する場合は、原則として、次の点に留意すること。

① 販売する県産品は、「鳥取県・岡山県共同アンテナショップにおける岡山県商品取扱基準（平成26年6月2日制定）」に準じるものであること。

② 県産品情報管理システムから商品エントリーの手続きをとること。

※県産品情報管理システムURL <https://kensanpin.secure.force.com/>

※県産品情報管理システムご利用ガイドURL <http://www.pref.okayama.jp/page/387618.html>

③ 販売等に必要な法的手続きについては、受託者側で行うこと。

④ 販売結果を販売結果報告書（様式第9号）で報告すること。

(2) 催事スペース及びプロモーションゾーンの利用について

催事スペース及びプロモーションゾーンの利用に当たっては、とっとり・おかやま新橋館ホームページ「イベントスペースご利用ガイド」を遵守すること。

※イベントスペースご利用ガイドURL http://www.torioka.com/btob/event_guide/

10 審査基準等

別表のとおり

11 その他

(1) 委託業務の成果物に係る著作権等は、本県に帰属する。

(2) 本事業実施に際して知り得た企業及び個人の事実・情報等については、契約期間中のみならず、契約終了後も守秘義務を遵守すること。

(3) 受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは、その都度県及び事務局と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。また、受託者は、県が必要

に応じ業務の状況について報告を求めた場合は、速やかに応じること。

<別表>審査基準（評価項目及び配点）

次の配点は、審査員1名の配点である。（計50点）

【審査項目1】

審 査 項 目	評 価 得 点
1 業務の目的をよく理解し、県産品等の販路開拓、観光客誘致、移住・定住の促進、本県の知名度向上に資する内容になっていること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
2 予定する実施内容が具体的であること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
3 知恵や創意工夫を取り入れた独自性が見られること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
4 アンテナショップ催事スペース、プロモーションゾーン、物販店舗、飲食店舗で開催可能なものであること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
5 催事参加予定人数が妥当であること。	5 ・ 3 ・ 1
6 業務の実施により、見込まれる成果が大きいこと。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
7 実施体制、スケジュールが十分で信頼性が高いこと。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
8 首都圏であるか否かを問わず、類似事業の成功実績があること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
9 見積書の内容・積算が妥当であること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1

（評価得点）

5：非常に良い 4：良い 3：普通 2：好ましくない 1：不可

ただし、「審査項目1」中、5については、可能なものは5点、現状では不可能だが実施計画の軽微な変更により実施が可能となる見込みがあるものは3点、不可能なものは1点とする。

【審査項目2】特に評価すべき点（5点以内）

※ 契約予定事業の選定

- (1) 各審査員の採点の合計点数が高い事業計画から順に、契約予定事業に選定する。ただし、いずれかの審査員の審査項目の中に評価得点1が1つ又は同得点2が3つ以上ある事業計画は、契約予定事業に選定されない。
- (2) 合計得点と同じ事業計画がある場合は、審査員長の裁定により契約予定事業となる順序を決する。